

第二次山陽小野田市総合計画の改訂方針について

1 改訂の趣旨

本市では、平成30年度から12年間を計画期間とする第二次山陽小野田市総合計画に基づき、市の将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」の実現に向けて、計画的に市政運営に取り組んでいます。

しかしながら、平成27年度策定の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた、人口減少の抑制に向けた地方創生に資する様々な取組を行っているものの、人口減少に歯止めがかからず、このままでは質の高い行政サービスの提供や地域コミュニティの維持が困難になります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大は、デジタル化に代表される「新しい生活様式」が求められているように、大きな社会変革をもたらそうとしています。さらに、豪雨等による大規模災害が今後増えることが予想され、ハード、ソフトの両面から災害に強いまちづくりが求められます。

こうした状況を踏まえ、「住みよい暮らしを創造」し、持続可能なまちづくりを行うためには、市民、各種団体、学校、大学、企業、市議会、行政など、多様な担い手が主体的に行動し、協力してまちづくりを行う「協創によるまちづくり」が必要です。そして、まちづくりの方向性を各担い手が共有し、協力して取り組むための指針となるのが第二次山陽小野田市総合計画です。

第二次山陽小野田市総合計画は、社会情勢の変化に対応するため、4年に一度見直すこととなっています。「活力と笑顔あふれるまち」の実現に向け、「協創によるまちづくり」の考え方を織り込みながら改訂することとします。

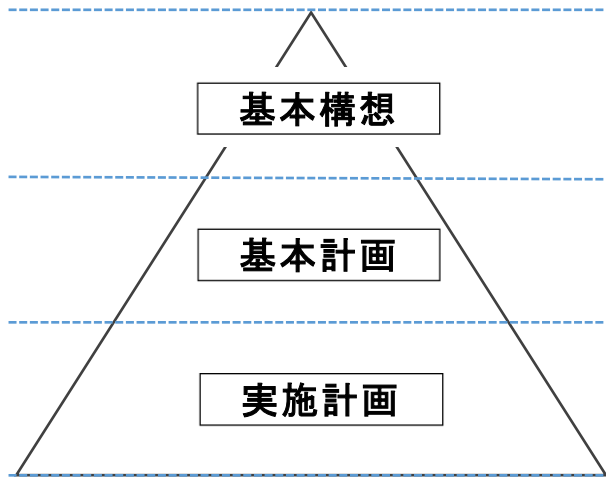
2 計画の概要

① 計画の位置付け

本市では、自治基本条例において「市は、まちづくりの総合的な指針として基本構想、基本計画及び実施計画からなる総合計画を策定し、計画的な行政運営を行わなければなりません。」と定めており、まちづくりを総合的・計画的に進めるための指針として総合計画を位置付けています。

② 計画の構成

〈本市の将来都市像〉



第二次総合計画の体系は、市の将来都市像とそれを実現するためのまちづくりの基本理念及び基本目標を示す「基本構想」、基本目標のもとに実施する政策、具体的施策及び基本事業を示す「基本計画」、基本計画で示した施策体系の具体的取組として実施する事業を示す「実施計画」で構成しています。

【まちづくりの基本理念】

住みよい暮らしの創造

住みよさが実感でき、子どもからお年寄りまでが「住んでよかった」「住みやすい」と思えるまち、「住んでみたい」と思われるまちを目指す。

【将来都市像】

活力と笑顔あふれるまち

市民一人ひとりが希望をもっていきいきと暮らしていくことができ、ひとが輝き、活力に満ち、市民の笑顔が広がる輝く魅力あるまちを目指す。

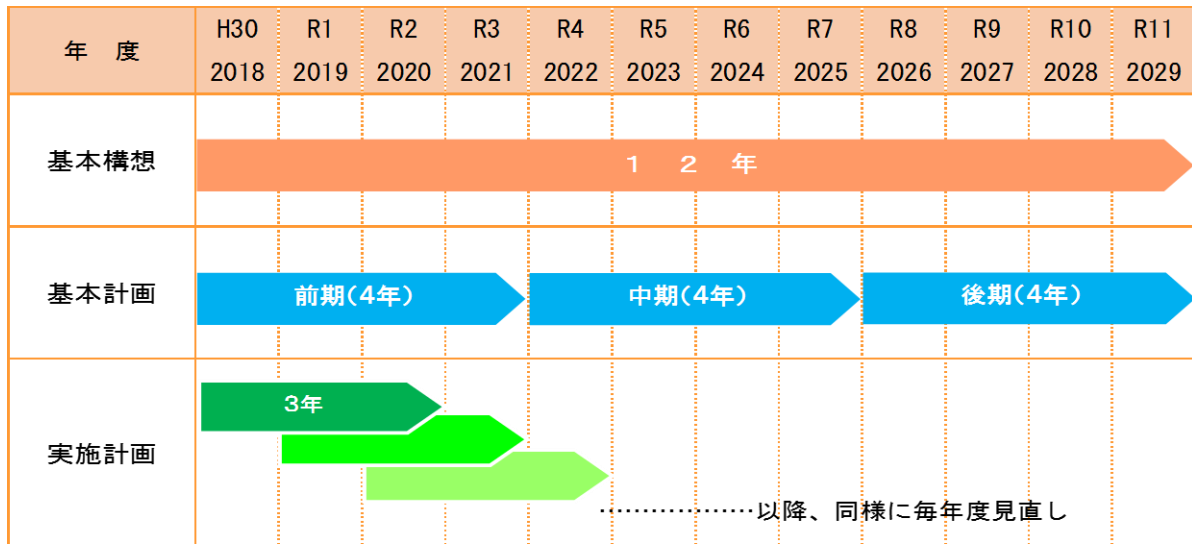
【キャッチフレーズ】

スマイルシティ山陽小野田

市民や本市を訪れた人が、笑顔で、いきいきと過ごしているまちのイメージを伝える。

③ 計画の期間

第二次山陽小野田市総合計画の計画期間は、平成30年度（2018年度）から令和11年度（2029年度）までの12年間となっています。長期的見通しに立った計画とするため、基本構想を12年とし、その下の基本計画については、短い期間で検証し、見直すことができるよう、前期、中期、後期の3期に分けて策定し、それぞれ4年間としています。



2 基本構想見直しの考え方

基本構想は、平成30年度から令和11年度までの12年間の本市の目指す将来都市像と、それを実現するためのまちづくりの基本的な方向性を、基本構想審議会やみらい会議、若者みらい会議をはじめとする多くの市民の参画のもと、2年以上の歳月をかけて策定したものです。そのため、市政運営の継続性・一貫性の観点から、短期的に基本構想の方向性を大きく変更するものではありません。

しかしながら、基本構想策定後も、人口減少が進んでいるほか、新型コロナウイルスの感染拡大による社会の混乱、豪雨等による大規模災害の増加等、大きな社会情勢の変化がありました。

このような状況の中、「住みよい暮らしを創造」し、持続可能なまちづくりを行うためには、市民、各種団体、学校、大学、企業、市議会、行政など、多様な担い手が主体的に行動し、協力してまちづくりを行う「協創」によるまちづくりが必要です。そして、まちづくりの方向性を各担い手が共有し、協力して取り組むための指針となるのが第二次山陽小野田市総合計画です。

自治基本条例では、「市は、社会情勢の変化及び市民等の要望を的確に把握し、適宜総合計画の見直しを行うものとします。」と定めています。

社会情勢の変化や新たに発生した行政課題へ適確に対応するため、基本構想に「協創によるまちづくり」の考え方を組み込むなど、一部を改訂します。

3 基本計画見直しの考え方

基本計画は、社会情勢の変化に対応するために、4年ごとに策定することとなっています。社会情勢の変化を的確の捉えるとともに、前期基本計画の取組を評価・総括した上で、現実的で実行性のある中期基本計画を策定します。

4 中期基本計画策定に当たっての基本的な視点

- ・「協創によるまちづくり」を念頭においた計画とします。
- ・山陽小野田市人口ビジョンを踏まえ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含する計画とし、人口減少の抑制に向けた地方創生に資する様々な施策を、重点的に取り組むべき施策の一つとします。
- ・経営的な視点に立ち、財政計画と整合性を図ります。
- ・時代の変化に対応していくため、目指すべき「未来」を総合計画の最終年度である令和11年度（2029年）に定め、そこを起点に現状を振り返り、「今」何をすべきかを考えた計画とします。
- ・市民にわかりやすい計画とします。

5 策定上の取組

(1) 前期基本計画に基づく取組の検証

前期基本計画に基づき実施した取組の検証のため、施策評価を行い、設定している目標指標の達成状況のほか、施策の状況も含めて検討します。

(2) リーサス等の統計による現状分析

(3) 市民参画

① 市民アンケートの実施

- ・市民アンケート調査（3,000人）
- ・高校2年生アンケート調査

② パブリックコメントの実施

6 策定の体制

(1) 山陽小野田市基本構想審議会

市内で活動している団体の代表者や公募市民で構成する基本構想審議会において、市長が基本構想の改訂に関して諮問し、審議会から答申を受けます。

(2) 庁内体制

- ① 市長を本部長、副市長を副本部長とし、部長などで構成する総合計画策定本部を設置し、全庁体制で基本構想改訂案及び中期基本計画素案の作成に当たります。
- ② 総合計画策定本部に課長などで構成する幹事会を設置し、必要な情報又は資料の収集、整理を行い、素案の作成を行うとともに部局内、部局間の総合調整を行います。
- ③ 職員を集めて研修、協議の場を設けることで、総合計画の意義を理解し、計画行政と担当部署の位置づけを認識し、今後の市政運営について自ら考える職員を育てます。

第二次総合計画－中期基本計画策定体制図一

